省　令

○経済産業省令第十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十六日　　経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十二第一表中

最大３日平均電力（送電端）												
供給予備力（送電端）												

を

最大３日平均電力（送電端）												
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）												
供給予備力（送電端）												

に改める。

様式第三十二第一表備考を次のように改める。

備考　１　送電端の欄には、発電所における発電機から発生する電力から発電所の運転に必要な電力を差し引いた値を記載すること。

２　最大３日平均電力の欄には、各月における毎日の最大電力のうち上位３日間の平均電力を記載すること。

３　供給電力の欄、最大３日平均電力の欄、ひっ迫時需要抑制電力の欄、供給予備力の欄及び供給予備率の欄には、各年度における８月の値を記載すること。また、供給予備率の欄には、ひっ迫時需要抑制電力を考慮した供給予備率を（　）を付して併記すること。ただし、各月の最大３日平均電力の値のうち12月の値が最大になると見込まれる場合にあっては、当該値を別紙に記載すること。

４　火力発電所の欄には、燃料電池発電所を加え、廃棄物発電所を除くこと。

５　新エネルギー等発電所の欄には、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所及び廃棄物発電所の合計を記載すること。

６　他社受電の欄には、他社等からの受電分から他社等への送電分を差し引いた値を記載すること。

７　年度末電源構成の欄において火力発電所で２種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄に計上すること。

８　卸電気事業者にあっては、最大３日平均電力の欄、ひっ迫時需要抑制電力の欄、供給予備力の欄及び供給予備率の欄の記載を要しない。

９　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ３とすること。

様式第三十二第三表中

最大３日平均電力	発電端												
	送電端												
供給予備力（送電端）													

を

最大３日平均電力	発電端												
	送電端												
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）													
供給予備力（送電端）													

に改める。

様式第三十二第三表備考を次のように改める。

備考　１　発電端の欄には、発電所における発電機から発生する電力を記載すること。

２　火力発電所の欄には、燃料電池発電所を加え、廃棄物発電所を除くこと。

３　供給予備率の欄には、ひっ迫時需要抑制電力を考慮した供給予備率を（　）を付して併記すること。

４　新エネルギー等発電所の欄には、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所及び廃棄物発電所の合計を記載すること。

５　他社受電の欄には、他社等からの受電分から他社等への送電分を差し引いた値を記載すること。

６　卸電気事業者にあっては、最大３日平均電力の欄、ひっ迫時需要抑制電力の欄、供給予備力の欄及び供給予備率の欄の記載を要しない。

７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ３とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十六日　　金融庁長官　畑中龍太郎

一　銀行代理業者名　西谷　和子

主たる営業所又は事務所の所在地　岡山県岡山市南区東畦百五十五番地一

許可年月日　平成二十二年九月十四日

所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日　平成二十三年八月二十六日

二　銀行代理業者名　小野　元見

主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県養老郡養老町下笠九百五十七番地

許可年月日　平成十九年十月一日

所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日　平成二十三年九月一日